

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 1 月 定 例 会 ——

平成 2 3 年 1 月 2 6 日（水）

平成23年1月 教育委員会定例会（甲）

開催日時 平成23年1月26日（水） 午後2時00分～午後3時56分

開催場所 505会議室

出席委員 伊藤文代委員長
荒畑忠弘委員長職務代理者
森井良子委員
山田大輔委員
阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長
内野雅晶教育部理事兼指導課長
有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）
阿部和生教育庶務課長
鶴巻好生学務課長
永田達也学務課長補佐
市川清学校給食センター所長
白倉克彦指導課長補佐
阿部裕生涯学習推進課長
小島淳生体育課長
深谷達中央公民館長
松原悦子中央図書館長
島川浩一教育部参事
島野博幸学務課主査

書記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事
傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会1月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、荒畑委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（6）、協議事項（1）及び議案第53号から第55号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきまして非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会及び理事研修会について、私から説明いたします。資料No.1をごらんください。

平成22年度東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会と研修会が去る1月13日午後、東京自治会館にて開催されました。理事会は次第のように行われました。しかしながら、協議事項（1）その他のところの（1）研修会と（2）負担金についての報告、説明、その後の決定に疑問が残りました。ご報告いたします。資料2枚目の裏からごらんください。

連合会事務局から研修会については来年度は日帰りにする、それから次に表をごらんいただきますと、負担金については現行のまま運用するとの報告がありましたが、協議事項として提示されていたわけではなく、進行の仕方が理解できないまま、質問の機会を逸しておりましたところ、理事会終了後の研修会が終了して散会となる直前に、出席者に対してこの2件についてはそのように決定しますとの明言がされました。

私としましては、質問・発言ができなかったことを反省しながらも、理解しがたい状況でしたので、この翌日すぐに伊藤教育庶務課長補佐より今年度連合会事務局を担当していただいております、あきる野市教育総務課に不明点について何点か質問、聞き取りをしてもらい、その上で阿部教育庶務課長より申し入れをしてもらいました。

申し入れ事項は、「今回の2件の決定に関しては事前のアナウンスや各市の委員長の意見をもっと聞く必要があったと思われる。特に、研修の件については唐突な感じを受ける。」

2点目、「今後事務局として事務を進める上で上記のこと、この最初に申し上げたことについて十分留意していただきたい」という内容で申し入れをしてもらいました。

それに対しましては、負担金、研修については5月に開かれる総会時に、再度もう少し詳しく

説明したいとの回答は得ております。

負担金につきまして、もう一度資料をごらんください。繰越金の額が非常に多額になっております。この件につきましては、8月定例会において、私の方から理事会の報告をしたときに、このように報告しております。

「連合会予算についての調査結果報告のところで繰越金がここ数年多額になっていることから、各事務局にアンケートを実施した結果、負担金を見直すとの回答が多かった等の報告がありました。今後、それらを踏まえて連合会事務局あきる野市で見直し案を作成し、1月ごろ理事会に提示することになるそうです。」というようにご報告いたしました。

そして、そのときに報告されたアンケートの内容にしましても、負担金を見直すという回答が最も多く、現行のまま様子を見るという回答もあったものの、要望、意見としましても、「消化し切れずに繰越金が増えるなら、負担金を減ずるのが妥当であります。自治体の差もありますが、むしろ1円でも子どもたちのために直接使いたいのが実情です。」というような意見もございました。ほかにも負担金を減額する、負担金が多過ぎるという意見が載っております。

にもかかわらず、今回、理事会決定としまして、負担金を現行のまま、このまま運用していくということになったわけです。これほどの多額の繰越金を抱えた会計というのは健全でないというのは、多くの人が思うところではないかと思えます。

小平市としての負担金額は、これは人口均等割、現在の人口の1,000人に対して400円ずつ、それから均等割各市1万2,000円ずつという算出で、現在平成22年度には小平市からは8万5,600円の支出をしております。これは教育予算全体からしましたら、大きな額ではございませんものの、これも税金から支払われるものです。

ですから、あらゆる支出を精査していかななくてはならない、皆さんもしていらっしゃると思えます、その昨今の状況にあって、この負担金が無効であるかどうか、この繰越金の額、さらにこのたびの理事会決定とされる見直しなしの方針を前にすると、連合会のあり方も含めて考えざるを得ません。委員の皆様とともに今後の推移を注視してまいりたいと存じます。

理事会の後、研修会がございました。それにつきましては、資料1枚目の裏にございます項目で、情報提供という形で行われました。詳細は省かせていただきます。

私からは以上です。以上で、委員長報告事項を終了いたします。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項(1)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項(1)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について

を報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成23年1月25日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で2校、延べ4学級、中学校は、1校、1学級でございます。

また、各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（2）今後の小学校給食の基本的な考え方の検討資料について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）今後の小学校給食の基本的な考え方の検討資料についてを報告いたします。資料No.3をごらんください。

小平市の小学校給食は、開始から50年余りになりますが、この間、ランチルームの開設、食器の改善など、給食の充実に取り組んできたところです。近年は、食をめぐる社会環境の変化から、生涯にわたる健康づくりを推進することなど、食育の推進が求められるようになっていきます。

一方、小平市においては、市政を取り巻く環境の変化に対応するため、平成19年度に「行財政再構築プラン」を策定し、行政サービスの提供主体の見直しとして、小学校給食のあり方についても、検討を行うことになりました。

給食をめぐる環境の変化、また、行財政再構築プランを受けて、これからも安定的な給食を提供しつつ、現状における課題、また、新たな課題に取り組んで行くため、今後の小学校給食のあり方について、庁内及び小平市小学校給食あり方検討委員会で、検討を行ってまいりました。

この資料は、小学校給食のあり方について、小平市小学校給食あり方検討委員会報告書を踏まえ、また、検討委員会で出された課題点などを整理して、現時点での基本的な考え方を示したものでございます。

今後、素案としてまとめてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、鶴巻学務課長から説明させます。

○鶴巻学務課長

それでは、検討資料につきましてご説明申し上げます。

資料の内容は、大きく三つの部分に分かれておりまして、1番目は、小平市立小学校の現状を記載した部分、2番目は、小平市立小学校給食あり方検討委員会でのご検討概要、そして、3番目に小平市立小学校給食の基本的な考え方となっております。

1ページをごらんください。

1、小平市立小学校給食の現状でございます。

(1) 給食サービスの提供状況ですが、小平市の小学校は、各学校に給食室を設置する自校方式により、市の直営により実施しております。

2 ページをお願いします。

(2) 食育の状況ですが、学校給食の目標として食育が重要なものとなってきたこと、食の指導における栄養士の役割が学校給食法に規定されたこと、学校での食育の取り組みなどを記載しております。

3 ページ、(3) 食材の調達では、地場産農産物利用促進の取り組みの状況につきまして表にして示しております。

4 ページ、お願いします。

(4) 食器の改善・給食室の設備では、小平市での使用食器の状況と26市の状況を示し、また、給食室の備品の状況を記載しております。

5 ページの(5) 衛生管理状況、ここでは、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を行っていること、給食室の設備が、完全なドライシステムになっていないことを記載しています。

次、6 ページでございます。

(6) 食物アレルギー対応では、対応児童人数とアレルギーの原因食材について記載しております。

(7) 職員の体制ですが、給食調理にかかわる栄養士及び栄養教諭、並びに調理員の状況について記載しております。

栄養士は各校に1人ずつ配置されています。10校には都の職員が配置され、そのうち1人が栄養教諭でございます。市の職員は9校に配置されておりますが、そのうち、正規職員が4人、残りは嘱託職員が配置される体制になっています。

調理員は、小平市調理員配置基準により食数に応じた人数が配置されており、正規職員に欠員がある場合は、欠員1名に対し臨時職員2名を配置しています。平成22年4月における調理員の定数は74人になりますが、正規職員は57人、定数補充の臨時職員34人の体制となっています。

臨時職員は、正規職員の退職に伴い配置してきましたが、正規職員の減少が進む中で、調理体制の見直しが必要となっています。8ページに、今後の正規調理員人数の推移を示した表を掲載しております。

次に、9ページ、10ページでございますが、2として、小平市立小学校給食あり方検討委員会での検討概要を項目ごとに載せております。現状の小平市小学校給食の課題を明らかにするとともに、今後のあり方について検討していただいたものでございます。

10ページ、(3) の給食の提供体制の中で「③調理業務の外部化」とありますが、調理業務の委託化について、検討委員会での意見をいただいております。

次に、検討資料の11ページからでございますが、3、今後の小学校給食の基本的な考え方と

して、小平市の給食の現状や小平市小学校給食のあり方検討委員会の報告書を踏まえて、今後、小学校給食の基本方針を決定していくために、現時点までに検討した内容を記載しております。

(1) 今後の小学校給食の推進事項でございますが、①として食育の推進に積極的に取り組むことでございます。また、地場農作物の調達、生産者との交流など食育に効果的であることから今後とも活用促進に努めていきます。

②、食器の改善としては、給食調理室の改修や新たな食器乾燥保管庫の設置などの課題を整理し、強化磁器食器の整備に努めることとしています。

12ページをお願いします。

③、衛生管理については、「学校給食衛生管理基準」の徹底とともに、調理場のドライシステムの導入を検討することとしています。

(2) 小学校給食の提供体制でございます。①として、給食の自校方式については、その利点から、今後も維持していくこととしています。

②、職員の体制でございますが、給食の充実、食育の推進を図るためには、市の栄養士の正規職員化が必要であるとしています。

調理員については、今後の定年退職者数の推移等を勘案して、給食の調理体制を見直す必要があります。

(3) 小学校給食の調理業務の見直しでございますが、①、給食の調理業務の提供に関する基本的な考え方としては、安全、安心、安定した給食を維持し、経常経費等の適正化を図るとともに、食育の充実、食器、給食設備などの給食環境の改善を図るため、栄養士については、計画的に正規職員化とし、給食調理業務については段階的に委託化を進めていくものとしています。

ここで調理業務の委託化を考える理由、背景として、3点あげています。

アとして、事務事業の改善・見直しの観点から、公で行うことと民間で行うことの役割分担をしていくべきであり、給食業務については、民間で行うほうが弾力的、効率的な運用ができること、イとして、現在では都内の半分の学校で調理業務の委託を実施しており、民間業者が実績を積んできていること。

14ページになりますが、ウとして、給食調理員の減少に対応することができることです。

②、民間委託実施に係る課題の整理でございますが、これは、検討委員会で、調理業務の委託化に対して不安を感じるとされた点などについて考察を行ったものです。

ア、安全、安心、安定的な給食サービスの提供は可能か、でございますが、以下の理由から可能であると考えています。

(ア) では、調理委託実施校での実態、また、小平市における中学校給食の実績から、安全、安心、安定的なサービスの提供ができると判断したこと。

(イ) では、委託の実施に伴い直営校における調理員の配置状況の改善が可能であること。

(ウ) の給食の質の維持・改善のための取り組みですが、委託導入校については事前に保護者への説明会等を行うとともに、委託後も定期的に保護者を始め、給食の関係者の意見が出せる場を設けることにより、給食の維持・改善に努めていくこと。

(エ) 安全性及び衛生管理の確保については、教育委員会と学校が、給食の実施及び衛生管理の主体者として責任を持って行うことに変わりがないこと。

(オ) 給食のおいしさについては、調理方法における、現在のよい点は継続していくこと、また、委託においても栄養士の意図が調理員に伝わる仕組みがあることから、変わることがないこと。

(カ) 利益重視による影響について、調理業者の選定に際しては、委託料のみによって決定をしないこと。

(キ) 安定した給食の提供については、調理員の定年退職者の推移に合わせて段階的に調理業務の委託化を行っていくこと、また、給食調理業務の実績を積んだ業者が増えていることから可能であるとしています。

つぎに、イ、給食運営経費の節減効果でございますが、現在、給食調理業務において臨時職員の活用が進んでいること、また、委託は調理員の退職にあわせて段階的に行うことが考えられることから、短期的には大きな効果が見込まれませんが、長期的には節減効果があると考えます。

ウ、調理業務を請負による民間委託で行うことの適法性についてでございます。これは検討委員会で一部の委員から指摘された点ですが、東京労働局に問い合わせを行い確認したことを説明しています。

16ページをごらんください。

(ア) は、検討委員会で、請負契約では、発注主が労働者に指揮命令ができないことから、これを行うと「偽装請負」として法令違反になるとの指摘をされたことに対する回答です。これについて、栄養士は、個々の調理員に対して指揮命令をすることはできませんが、現場の責任者に対する説明ができることを確認しています。

(イ) については、検討委員会において、請負契約では栄養士と調理員が連携できないことから、給食調理にとってマイナスになるという指摘に対する回答となります。(ア) で確認したように栄養士は現場の業務責任者との打ち合わせを行うことはできますので、業務責任者を通じて栄養士の意図が調理員全員に伝えることができることから、栄養士の意図の伝達におきまして、現在と大きく変わることはないということでございます。

栄養士と現場の業務責任者との打ち合わせでできることについては、具体例により東京労働局に確認していますが、それを以下に記載してあります。

次に、エでは、「生きた教材」としての給食の役割の実践に向けて栄養士の役割が大きいことから、栄養士の正規職員化を図ることについて、また、給食調理業務の委託化に伴い、今以上に、栄養士が給食調理管理に専念できるようになることについて記載しています。

「今後の小学校給食の基本的な考え方」について、現時点で検討した内容は以上でございます。今後、説明の過不足については調整し、構成についても修正を行うことがあります。本日の検討資料をもとにして、基本方針の素案をまとめて参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）寄附の受領について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（３）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.4をごらんください。

〔I〕は、図書「日本の銅像」、「東京の銅像」各８冊を、阿部和正様より、小平市立中学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、８件でございます。

受付番号（７８）、事業名、日本発達心理学会第２２回大会。こちらは初めての承認で、特別講演、シンポジウム等が開かれます。

次に、受付番号（７９）、事業名、東京コダイラ・シティ管弦楽団第１回記念演奏会。こちらも初めての承認で、主催団体である、東京コダイラ・シティ管弦楽団は、小平や近隣地域住民に名曲を提供する目的で結成されたとのこと。入場料は２，２００円から３，９００円でございます。

次に、受付番号（８０）、事業名、学校マネジメントリーダー講座「弁護士と考える危機管理の戦略」。こちらは平成２２年２月にも承認されている講座で、校長等を対象に、実践的な学校マネジメント能力の育成を図る事業を行うというものでございます。

次に、受付番号（８１）、事業名、パフォーマンススキッズ・トーキョーinルネこだいら。こちらは初めての承認で、ワークショップを行い、子どもたちが主役のオリジナル舞台作品をつくり、発表公演を行う事業というものでございます。

次に、受付番号（８２）（８３）（８４）は、例年承認しております。

終わりに、受付番号（８５）、事業名、第２９回定期演奏会。こちらは初めての承認で、主催団体である東村山交響楽団は本拠地を東村山市におき、音楽愛好家による演奏活動を行うこと、地域社会の文化発展に寄与することなどを目的としているというものです。入場券は前売り券８００円、当日券１，０００円でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）事故報告Ⅰ（１２月分）について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（５）事故報告Ⅰ（１２月分）について報告いたします。

１２月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

私からは平成２２年１２月分の事故報告Ⅰにつきまして、資料No.6に基づきご報告させていただきます。

交通事故につきましては、報告がございませんでした。

続いて一般事故でございます。④と⑥の跳び箱に関するけがと、⑧についてご説明をいたします。

はじめに④でございます。小学校１年生男子児童が、４段の跳び箱を跳ぼうと、跳び箱に手をつこうとしたところ、跳び箱の前側側面に手をぶつけてしまい、左手小指の突き指と、同じく左手薬指のつけ根にひびが入ったものでございます。治療に約１カ月を要しております。

続いて⑥でございます。小学校２年生女子児童が５段の跳び箱を跳ぼうとして、手をつこうとしたところ、右手の中指と薬指を捻挫したものです。

続いて⑧でございます。生活科の授業として校外の学童農園で大根を収穫し、学校に持ち帰り、校舎の脇を通っていた際に、小学校２年生の女子児童が大根を持ちかえようとして、一度しゃがんだところ、後ろから友達がぶつかってきてしまい、児童が前に倒れて、額を舗装した地面にぶつけたものです。保健室で応急処置をした後、一橋病院を受診し、テープで傷口をとめ、１週間で治癒しております。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○荒畑委員

教育長報告事項（２）今後の小学校給食の基本的な考え方の検討資料についてのところで、お願いと質問をいたしたいと思います。まず、小学校給食の現状ということで、先ほど細かい説明がございましたけれども、1回あたりの給食数が9,870食ということで、1人当りの児童が1日1回、月曜日から金曜日まで、年間191食の給食が実施されております。

また、小学校給食については、児童の健康保持と体力の向上を図り、また衛生的な栄養のバランスのとれた食事を提供するというので、これからも給食の質の低下がないように、ぜひ衛生面、栄養面、安全面、それからおいしさの維持等についても努力して行っていただきたいと思います。

また児童に食生活に対する正しい知識、行動力をつけさせ、人間関係を育成させるということが書いてございますけれども、やはり小学校児童の食生活に対する教育面というのは食事を通して行われることが、非常に大切だと思いました。

実は去る1月18日の火曜日に学校訪問で上宿小学校に行きまして、給食の時間を小学校1年生の児童の方々と、それぞれに分かれて過ごしましたが、やはり「おいしいね」とか、「ニンジン、椎茸は体にいいから食べるんだよ」とか、あるいは「たくさん好き嫌いをしないで食べてちょうだい」とか、大人と小学校1年生のほのぼのとした会話ができて、非常によかったと思いました。

これからますます小学校給食の内容充実ということで、事務局の方々については大変だとは思いますが、いろいろなご指導をして行っていただきたいと思います。

それともう一つは、給食につきましては、5年半ほど前に食育基本法が制定されて、国全体で取り組んでいるということもございますし、2年前の平成21年4月からは学校給食法では食育の推進ということが追加され、さらに今年の4月に新しい学習指導要領にも食育の推進が盛り込まれております。そういった意味でお願いにはなりますが、食育につきまして、今後、今まで以上に努力をして行っていただきたいと思います。

それから質問事項に付きまして、申し上げたいと思います。

それは、東京都内の23区では調理業務につきましては民間委託で全部やられているということです。学校別ですと100%ではございませんが、それが26市ですと7市52校で、自校方式。23区では民間委託で、26市では民間委託がかなり少ない形になっているということにつきまして、素朴な疑問としてその理由についてわかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

それから、調理業務の請負契約による、課題の問題点のクリア、現行の給食の質を維持すること、また学校教育に給食の推進を盛り込むことを条件として、やはり民間委託も悪いことではないのではないかと思います。

ただ、給食運営経費等いろいろかかると思いますので、総合的に判断してじっくりいろいろな

人の意見を聞かれてやっていっていただきたいと思います。

それから、これはちょっと逸脱する話なのですが、給食費につきましては、食材費のみ保護者負担。また後の人件費、光熱水費、設備調理、備品にかかる経費につきましては公費負担というふうにご説明が書いてございます。あるテレビのニュースで見たのですが、給食費の未納にはいろいろな市で頭を抱えているというお話を聞きました。ニュースでプリペイドカードにより食券を買わせる市があるという話も聞いております。

また未納防止にはいろいろな事情があるとは思いますが、創意工夫を凝らした方法で努力はされていると思いますので、今後ともぜひ、その辺の創意工夫を凝らした未納防止策を考えていただければと思います。

以上でございます。

○鶴巻学務課長

ご意見につきましては、十分受け止めまして、どのような形になるにせよ、今までの給食維持として、より豊かなものになるように努力してまいりたいと思っております。

それで質問ですが、23区での実施状況と、26市の実施状況で、26市はまだ7市ということで、少ないのではないかとということでございます。

今回お配りした資料でいきますと、13ページを見ていただきたいと思うのですが、この下のところに民間委託実施状況の推移がありまして、その上の文章の中でもあるのですが、区によっては昭和61年に民間委託が実施されております。今年で24～25年という年数が経っております。ここには書いておりませんが、市では平成10年の実施が最初の自治体でございまして、12年ということでございます。

この10年の差が、この実施状況の差に出てきているのではないかと思います。この表で見ていただきますと、区におきましても平成11年度、これは約10年前ですが、このときには9団体であったのが、平成21年度に全区で実施というような状況になっておりまして、2.5倍ほどになっております。

市も平成11年、10年ほど前が2団体だったのが、平成21年には7団体ということですので、この7団体という数字が今後10年になると2倍になれば14団体ということも考えられます。委託開始の時期が遅かったというのが、まず一つの理由ではないかと思います。

以上でございます。

○関口教育部長

補足の説明をさせていただきます。

今、学務課長からの説明のとおりなのですが、調理委託に関する意向調査等を行っておりませんので、推測の域は脱しないところではありますけれども、先ほど学務課長からもお答えさせていただいた給食の開始時期がやはり区部の方が早いというのが1点あるかと思います。それと、調理員の年齢構成等も市部とは違ってくると思います。また、教育行政課題などもそれぞれ違っ

てきていると思います。

また、委託化に向けてのさまざまな課題整理が必要ですし、大変なエネルギーが必要だというのを、区部の前例を見ると、市部もその辺のことは踏まえているというのが一つはあるかと思えます。

もう一つは国の動きと連動していると思います。昭和60年1月に当時の文部省から学校給食業務の運営業務の合理化についてという通知が出ていますので、多分それに従って区部は61年度から民間委託がスタートして、委託しても大きな問題はないということで順次拡大していったと思います。

それに対して市部の方はスタートが遅く、調理員の年齢構成が若いとか、いろいろな行政課題や需要も違っていただと思います。小平市では、昭和57年には中学校給食をセンター方式で、なおかつ調理業務を委託して今日までできております。

そういった実績があるところはございますけれども、市部についても今後は委託化が後退するということはないと推測しているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長

ほかに、この給食の基本的な考え方の検討資料に関して、ご質問はございますか。

○山田委員

まずもって、この食育の取り組みに対しまして、食材の調達を初め、郷土食、行事食といった食文化、自然の恵みとか、生産にかかわる方との交流を通じて、子どもたちが、いわゆる児童の皆様が地域に触れる、そういった地域を知るという幅の広い取り組み、非常にすばらしい取り組みだなというふうに感謝しております。

そして、6ページの食物アレルギーの対応と原因、こういった数値化をすることで、さらにそれに対してしっかりと対応していただきまして、まことにありがとうございます。

そして、ここからが意見なのですが、対応、原因の表のとおり、21年度は174名の対応。児童また保護者に対しての、実際、いわゆる現場での対象となる児童に対して、現場の先生が中心になってくるかと思えますけれども、そういった対応がしっかりできているのか、そして対応方法は五つございます。この五つの対応方法で問題はないのでしょうか。

こういった、例えば、先のアンケートを、この児童そして保護者の方々にぜひアンケートをとっていただきまして、そのアンケートの結果を家庭の声として、例えば、表にさせていただく。つまり原因と対応と、そしてその結果を知らせていただいて、その先にまたつながるように徹底的に数値を、数を知ることでさらに改善を図っていただけたらということ意見をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○伊藤委員長

アレルギーに対するさらなる詳細なアンケートの実施が必要ではないかということによろしいですか。いかがでございましょうか。

○鶴巻学務課長

まず、適切な対応ができてきているのかということですが、新入学で来られた、あるいは、転入で学校に来られた児童さんでアレルギーがあるという方につきましては、面接を行いまして、また基本的には医師の診断を受けていただいて、間違いのないような対応をすることで実施しております。

ここに五つ、対応方法が出ておりますが、最近、アレルギーの原因であるものが増えてきているか、また宗教上の問題でどうしても除去してほしいというような形で、多様化の傾向がございませぬ。その対応についても、例えば、ある食物を取り除いて別のものを添えることによって、ほかの子と一緒に過不足なく同じ栄養分が食べられるというような対応をするのが一番だと思いますが、対応を多様に行うことが、安全性ではどうなのかとも考えております。

アレルギーに対応するためには手間が増えるわけですね。アレルギーに対応するには別の調理具でもってやる。また食材を別にそろえるということであれば経費もかかりますが、その辺が多様化する中で、どこまで対応できるのかということが今課題ではないかと思っております。

それからアンケートの実施でございませぬが、今の話と関わりますが、保護者の方が希望することを完全に、すべて実現できるかどうかわからないような状況にもありますので、余り期待を持たせるような形での対応というのは難しいですが、いずれにしてもどのような声があるのかということを知って、その実態を知った上でどう対応するかということやはり考えていくべきだと思いますので、アンケートについては検討してみたいと思います。

以上でございませぬ。

○伊藤委員長

これは個に応じた支援という、一種、特別支援教育的な側面もあると思っております。具体的措置は予算上からもなかなか難しいものがあるとは思いますが、学校現場に伺っていると、理解がまずまだ進んでいない、本人や保護者が神経質過ぎるのではないか、あるいは好き嫌いとして誤解される向きもあつたりしますので、まず理解を進めることを、これを機会にさせていただけたらよろしいかと思っております。

○阪本教育長

私は現場におりましたので、現場の実情なりを少しご説明いたします。

学校、教育というのはまずは子どもの命を守り、健やかに育てることが一番でございませぬ。その面では、例えば子ども一人一人を大切に育てなければいけませんので、アレルギーにつきましてもは全校体制で取り組むべきだと思いますし、ときには医療関係や保健所等とも連携をとりなが

ら取り組むべき大きな課題だと思います。

また学校現場は担任はもちろんですが、養護教諭、栄養士、それから調理員、ときには学校経営協力者も含めまして、一つのチームをつくっていろんな情報を共有しながら最大にできることをやっていく。そのことによって子どもの、先ほど言いましたように命や健康を守ると同時に、一番大切な教育活動への参加、これが行えるということでございます。

学校現場は異動に伴い人が代わってまいります。また担任も代わります。それから子どもも成長し、変化をいたしますので、最低年に2回などのスパンで、またチェックリスト等を活用しながらやっていくべきことだと考えております。

今現在の小平市の学校現場では、今まで以上に過去に比べたらアレルギーに対する理解や、取り組みは進んでいると思いますが、たった一つの大きな事故ということがやはり一番危惧されることですので、日ごろの積み重ねで、これからも指導に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。ほかに、この給食のことでございますか。

○森井委員

5ページの学校給食施設について、という部分で、給食調理場のドライシステム運用の導入を図っています、という文が記載されておりますが、まず小平市内の小学校で現在ドライシステムを導入している学校があれば伺いたいと思います。

また5月に出された報告書の中で、ウエット方式について説明されている部分があり、職員に意識づけをして線引き等で分けはされているものの、多くの小学校では汚染作業区と非汚染作業区が明確に区分された構造になっていないウエット方式が採用されているというのですが、この内容だけですと、保護者の方も不安に思われるのではないのでしょうか。

衛生的な観点からも早く小平市内でも全小学校でドライシステムを導入してほしいと思います。今回の検討資料の12ページに、給食施設の建てかえ等があれば導入をしていくと記載されていますが、現在のところでドライシステムに移行する予定がありましたら、教えていただきたいと思っております。

○鶴巻学務課長

まずドライシステムですが、調理器具の仕様としてドライ仕様のをそろえていくことになると思うのですが、近年では調理備品の買いかえに伴いまして、その仕様にあったものを購入してきております。ですから、すべての調理器具がドライ仕様になっていないということで完全なドライシステムにはなっておりませんが、個々の学校において少しずつ改善しております。

調理器具の仕様について具体的にいいますと、例えばシンクです。水をためる立方体の形をしており、そこで食器を洗ったり、野菜を洗ったりするわけですがけれども、ドライ仕様のものです

と、シンクの壁の上部が内側に折れこむ形になっていまして、水が外に飛び出ないようになっています。

それから調理台につきましては、表面が平らなわけですが、そこで野菜などを切るなどの調理をするわけですが、どうしても水が外に流れていきます。それがドライ仕様の調理台になりますと、台の端の四辺が盛り上がりまして、外に水が漏れない。調理台の隅の方に水を受ける入り口があって、水はそこから下の水を受ける場所に流していくというような形。このように床に水を流さないような形の器具を使っていて、すべての器具においてそういう仕様になれば、その学校は完全なドライシステムになったと言えるということでございます。

今のところ、そこまで全部そろっているという学校はございません。

例えば今年は、小平第八小学校で、シンクの買い替えがありますので、ドライ仕様のものにしております。それから、小平第十五小学校でもドライ仕様食器の浸漬槽を買い替えております。そして小平第一小学校でも調理台を2台買いかえますが、先ほどいったような形のドライ仕様のもを入れていくことを予定しております。

そして、器具はまだ古いままであっても、できるだけ水を床にこぼさないようにやっ払いこうというのがドライ運用ということになりまして、これは栄養士の毎月の集まり等でも常に話が出てくることで、栄養士の方から調理員に対して指導しているところでございます。

先ほど汚染地区と非汚染地区と分けまして、言葉がちょっと何か危険であるかのようなのですが、汚染地区というのは原材料を受け取る場所、あるいは野菜などの食材料を洗う場所ということです。そして実際に調理する場が非汚染地区ということになるわけですが、意識づけの形で、今まで調理員は長靴を履いてゴムの上着を着てという形で作業を行っておりますが、水を漏らさない、いわゆる調理室におきましてはドライ仕様でない調理台においても水を床にこぼさないよう意識していけば、床は汚れないわけです。また、汚染地区では長靴で作業をするが、非汚染地区になったらちゃんと短靴に履きかえて衛生管理をしていくというようなことも指導しておりまして、いくつかの学校ではそれを実施する学校が出てきています。

そんな形で徐々に機器も買い替えていきますが、無駄に水をこぼさないような調理の仕方についても、徹底していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

詳しくありがとうございました。

ほかにございませんか。

○山田委員

質問になります。12ページの(3)小学校給食の調理業務の見直しの部分になります。

給食調理業務において、民間への委託化を図るとのことで進められておられると思うのですが、小平市として委託先をいわゆる地域の活性化と考え、地元の業者でお考えでいらっしゃる

ますでしょうか。もしくは安全・安心、安定的な観点から市外をも含めた地域でお考えでいらっしゃいますでしょうか、ということが1点。

また地元の業者、小平市内をお考えの場合はそういった、例えばリサーチみたいなものは進んでおられますでしょうか。

もう一点、また段階的に民間委託化を進めていこうということではありますが、まずはいつごろから、いわゆる取り入れていけるであるかとか、そういった今後のスケジュール的なものもお聞かせいただけたらうれしく存じます。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長

委託に向けて基本方針が決まったわけではございませんが、仮定の話としていかがでしょうか。

○関口教育部長

委託先というご質問でございますが、現時点では基本方針をどのようにまとめていくかという段階でございます。基本方針が、正式に決定した、その次の段階で、仮の話にはなってしまいますが、業者選定につきましては、安かろう、悪かろうではなく、一つの案ですけれどもプロポーザル方式によって一定の価格の範囲内で、いろいろな角度から事業提案等を求めながら小学校給食にふさわしい業者を決定していきたいと考えております。

業者選定につきましては、広い範囲で募集をかけていきたいと思っておりますので、市内業者だけを優先するというにはならないかと思っております。一定の価格の範囲内で質の高い業務を安定的に供給できる業者選定を行いたいと、現時点では考えております。

委託化に向けての今後のスケジュールにつきましては、まず教育委員会で基本方針を意思決定しまして、その次の段階でいつごろからということになりますので、現時点では明確なお答えはできないところでございます。

以上です。

○山田委員

ありがとうございます。

○伊藤委員長

ほかにごありますか。

○森井委員

15ページ、民間委託実施にかかわる課題点の整理のところの、給食運営経費の節減効果についてという文章の中で、短期的には大きな効果が見込まれませんが、委託することにより長期的には調理員の退職金相当額の節減の効果が見込まれます、と記載されている部分があります。市民感覚としては委託することの効果をもう少し、わかりやすい表現や具体的な数字などで明記し

ていただいた方がわかりやすいと感じました。

報告書の中には資料として小学校給食料理費、直営費と委託費の比較ということで添付資料がございましたが、保護者の方の中には我が子を6年間小学校に通わせている中で、今なぜ必要なのかということに疑問を感じる方もいらっしゃるのではないかと思います。納得のできる内容についてお考えいただければと思います。

○鶴巻学務課長

まず、経費の比較について、基本方針の中に載せていくかどうか、それはまた検討したいと思います。

そして長期的と短期的なことがやはりわかりづらいということですが、経費につきましては、毎年かかる経費というのがあります。直営の場合は何が経費として民間と違うかといいますと、人件費になりますので、人件費につきましては毎年かかってくるものと、退職したときにかかる退職金というのがありますので、退職金を除いた毎年かかる経費、いわゆる経常経費だけの比較をしますと、小平市の場合は臨時職員の活用が進んでいますので、すでに効率的な運営をしていることから、大きな効果や、差は出てこないのではないかと推計しているところです。

ただ、長期的に正職員で行っていくことになると、必ず退職金が出てくるわけです。一方すべてが民間委託になれば退職金というのは出てこなくなる。その関係で徐々に、もし段階的に委託化が進んでいくと退職金に係わる財政的効果がだんだんと出てくると、そういった意味でございます。

以上です。

○森井委員

市民の皆さんが目に見える文章ですので、今ご説明いただいた内容をわかりやすく、文章にまとめていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○鶴巻学務課長

わかりました。

○伊藤委員長

ほかにごいませんか。

では、私の方から質問させていただきます。17ページの最後のパラグラフですけれども、これは文言、文章の構成としてという部分もございます。「また食育指導に関しては、」というところです。「直接、児童に対して調理員がかかわることはありませんが」、まずここですが、実際、調理員が校内放送などを通じて食育に、給食指導にかかわっているところがあるとホームページなどでは散見されます。ですので、ちょっとこれは事実と違うのではないかとということです。

それから、文言の部分で「かかわることはありませんが、委託後には」というところでは、こ

の「かかわることはありませんが」だったら、それが逆接ですから、委託後には、では、かかわることもあるのかとなってしまうですね。ここはちょっとおかしいと思うのです。

最後の方、「給食運営委員会を設けて」のところ、委員会としてより食育にかかわることができるのかという受け取れ方もされます。また、「そして『生きた教材』として給食の質を担保することができます」、この表現も一般的にはわかりにくい。いわゆる、役所言葉のように思います。

ですので、ここをもう少し、これは希望ですので、お考えいただいて、練り直していただきたいと思います。

次に質問です。今の調理員のかかわりということが出てきましたけれども、報告書にも学習指導要領の改正に伴って食育が位置づけられて、指導計画に基づいて各校で教員や栄養職員による計画的な指導が行われているとございます。その指導のプログラムに今現在調理員が参加しているということは、先ほども申し上げたようにそういうことも行われているそうですが、それがどのくらい行われているのかということ。

それから具体的措置ではなくてよろしいのですけれども、外部委託された場合、その調理員の食育への参加はどのようになるのでしょうか。よく言われることですが、児童と調理員のコミュニケーションは今と変わりはないのでしょうか。という質問をまずさせていただきます。

○鶴巻学務課長

この資料については事実でないものについては、もう少し確認しながら直していきます。先ほどおっしゃったように、確かに校内にテレビがありまして、そこで調理員の自己紹介ですとか、調理の様子を説明しているところがあるということはわかっています。

そして、各学校における調理員の給食、食品に対するかかわりですが、例えば総合学習の時間などに学童農園でつくった農産物について調理をするときに調理員と一緒に加わる。まさに授業に入っているようなケースがございます。これについて委託後どうなるかでございますけれども、委託を実施している会社に聞きますと、それは極力協力することはできるし、実際やっているとところもあるということなので、それを委託の仕様の中でどうするか、あるいは協力としてやっていただくのかについては検討しなければいけませんが、できることではないかと考えています。

○伊藤委員長

児童と調理員のコミュニケーションについてはどうかでしょう。

○鶴巻学務課長

そうですね、例えば現在授業の現場に入らないまでも、給食をつかって配膳室に持っていき、そしてそこで子どもたちに声をかける。その中でのコミュニケーションがなされているところですが、それは委託になっても変わらずできるものと考えております。

○伊藤委員長

次に、食育に関連してご質問をさらに進めますけれども、文部科学省の食に関する指導の手引きが出ておりまして、地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供するという学校給食の役割が明記されていますが、今のお答えに関連して、それも委託であっても直営と変わらずできるという感触は持ちました。それも念のためもう一度お聞きしたいと思います。

それから、その食に関する指導の手引きの中に学校給食を「生きた教材」として活用した食育の推進の項目に、教科等の学習との関連について詳しく述べられています。例えば、「総合的な学習の時間に栽培した野菜を給食の食材として活用」する、それから、「教科等で使用する教材を食材として意図的に給食の献立に活用することで学習内容をより身近にとらえることができ、一層学習意欲を高めることができる」とあるのですが、この総合的な学習の食材、それから意図的に給食の献立にするという、この2点について今後、直営、民間委託にかかわらず推進されていくと考えてよろしいのでしょうか。

それから、例えば仮定として民間委託の場合、この教科等の学習との関連がどのような手順で確実な実施がなされるのでしょうか。今のおっしゃり方ですと、委託というのは仕様書の取り交わしが重要ですが、その辺のところをもう一度お答えいただきたいと思います。

○鶴巻学務課長

教科での取り組みについてちょっと詳しいことはわからないところもあるのですが、社会の教科で地域のことを学ぶという場面で、給食に出ていた食材が実はこの農家から来ているということや、地域を知っていくとか、そういうことが、担任の教諭と給食の栄養士等の関連の中でできてるものだと思います。

調理員もそうですが、栄養士の役割がかなり大きいと思います。地場産の農作物の推進につきましても、食材を購入するのが栄養士ですので、そういった面での取り組みは今までと変わらないようにできるし、進めていかなければならないと思っています。

調理員については、今までも1人単独では授業に入るといことはございませんので、栄養士と担任の教諭との連携の中で、今までと同じような形でのことができればと思ってございます。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。ただいま、栄養士の役割が重要だとお答えがありました。私もこの報告書また今回の検討資料を読み込むにつけ、栄養士の役割というのは非常に重要だと改めて感じております。栄養士は、食育基本法が制定されてもう5年経ちますけれども、食育が重要視され、さらに実際に学校で行われていて、子どもたちの生き生きとした様子を見るにつけ、食育を確実に学校教育という場でやっていくことの意義を感じるのですけれども、そこにおいて栄養士がどれだけそれをプロデュースできるかということ是非常に重要だと思います。

しかしながら、今、東京都が2校に1人ということだそうで、10人と、市の職員9人、内、

正規職員4人、嘱託職員5人ということですが、正規と嘱託では勤務時間も違いますでしょうし、さまざま考えられることもあると思います。職務内容にしましても、栄養士の職務内容はこの報告書に出ておりますが、周知のことですが改めて読み上げますと、「基本計画への参画、栄養管理、調理業務指示、調理指導、学校給食指導（食物アレルギー対応含む）、衛生管理、検食、物資管理、調査研究、帳票類の記録及び保存」など、非常に多岐にわたっております。責任重大であるだけでなく、職務が多岐にわたり、しかも今後、能力も非常に専門性が求められると思います。

ですから、一度にはできないでしょうけれども、栄養士を全員正規にしてほしいと思います。今後の給食のあり方全体の見直しの流れの中で、栄養士の正規化の希望は、見通しは持てるのでしょうか。

それから、それに関連して、近隣市の栄養士の正規率の割合は小平市と比較していかがでしょうか。その2点を伺います。

○鶴巻学務課長

栄養士を正規職員でということについては、これは教育委員会としては、ずっとそうでありたいと考えてきているところですが、今はそういうふうにはなっていないという状況です。

そして今後の見通しですが、この基本方針をつくって、その中で一層その気持ちを強く伝えていくこととなりますので、どうなるのかわかりませんが、今後の小学校の給食を考えると一番大事なことです。できるだけ実現に向けていきたいと思っております。

それと、他市の状況ですが、小学校については基本的に1校で一人の栄養士を置くというところが多いですが、それも実現しないところが1市ありました。都の職員、市の職員を配置しているわけですが、嘱託あるいは臨時職員が配置されている市もいくつかありまして、26市中、小平市を入れて6市が嘱託等の栄養士が入っているという状況でございます。

以上です。

○関口教育部長

私から補足説明させていただきます。栄養士の重要性に関しましては、委員長がおっしゃったとおり、市教委の事務局としても同感でございます。

栄養士の採用に関しましては、教育委員会としては嘱託職員を採用することは本意ではありませんが、市の職員採用は市長部局の所管であることと、文科省の取組みや東京都の栄養士の配置基準に準拠するといった市の方針に基づき、栄養士の退職に伴い嘱託職員を採用しているところでございます。

また、今後の小学校給食に関する基本方針の策定に当たりましては、調理員の配置状況の改善や今後の定年退職者数の推移などを勘案し、段階的に委託化した場合には、長期的には退職金相当額が不要となることが見込まれますので、食育指導を充実するために栄養士を計画的に正規職員としたり、食器の改善やその他の給食設備の改善に充てることができます。こういった観点も

踏まえながら現在検討しているところでございます。

○伊藤委員長

わかりました。ありがとうございます。

給食の件に関しましては、ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは報告事項のほかの件につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○森井委員

教育長報告事項（５）事項報告Ⅰのところ、体育の授業中の事故が今回多いと思ったのですが、最近日ごとに寒さが増してきて、体育の授業は外でも体育館でも寒くて大変だと思います。授業の最初の部分で準備運動などを十分していただき、これ以上、事故がないような形で授業を進めていただきたいと思いますので、よろしくご指導をお願いいたします。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

では最後に、教育委員会後援名義使用承認のところ、（８０）、学芸大学で、学校マネージメントリーダー講座が開かれるそうですが、これは小平市からの参加人数を把握しておられますか。

なぜ聞くかといいますと、「弁護士と考える危機管理の戦略」ということで、非常に今日的課題で有益だと思いますので、これがどのくらい周知されて管理職が参加されているのか、参加してほしいという思いから伺うものでございます。

○阿部教育庶務課長

後援名義が終了いたしますと終了報告書がくるのですが、申しわけありません、今手元に資料がなく、後ほど資料があるかどうか確認させていただければと思います。

○伊藤委員長

こういったことは指導課では把握なされないのでしょうか。

○島川教育部参事

今、阿部課長からお話申し上げましたとおり、正確な人数等はつかんでおりませんが、このことに関しましては今年の初めに大学の方から周知をしたということをお伺いしております。その後、

先週だったと思いますが、改めて大学から、もう一度管理職の先生方に周知を図っていただきたいという依頼を受けまして、学校に改めてこちらから文章を添えまして依頼、通知を出させていたただいたところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。

ほかにご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

以上で、（１）から（５）までの教育長報告事項を終了いたします。

（議案）

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第50号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第50号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出についてを説明いたします。

本案は、小平市立体育施設条例に規定されております、小平市立子どもキャンプ場隣接の「きつねっばら公園」が、子どもキャンプ場も含めて都市計画公園として、都市計画決定したことに伴い、子どもキャンプ場に関する規程の見直しが必要となり、小平市立体育施設条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、子どもキャンプ場を体育施設から公園体育施設に改めるとともに、施設の名称を「小平市立きつねっばら公園子どもキャンプ場」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、「小平市立きつねっばら公園」の設置の告示日が確定した後、後日、規則で定めることとするものでございます。

以上が、本案の内容でございます。

なお、詳細については、小島体育課長から説明させます。

○小島体育課長

それでは、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の概要についてご説明いたします。

最初に改正の趣旨でございます。

小川町一丁目土地区画整理組合が施工中で、平成23年4月をもって竣工予定の「きつねっばら公園」、第3号公園と呼んでいますけれども、これに隣接した子どもキャンプ場を含めて、都市計画公園として、平成23年2月に都市計画審議会において、都市計画決定をされる予定でございます。このことに伴いまして、小平市立体育施設条例で規定しております、子どもキャンプ場に関する規定を変更する必要があるために改正するものでございます。

改正内容につきましては、大きく4点ございます。お手元の議案第50号資料をごらんください。その中の、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

最初に目的のところ、第1条でございます。中段部分、下線部で有料施設、公園施設と旧と新で記載してございます。これは公園内にある体育施設を公園体育施設と呼んでございます。公園体育施設はすべて有料の施設でございました。この有料施設の中に無料で貸し出しをしている子どもキャンプ場が、この土地区画整理事業に伴いまして、公園内に移転したことに伴いまして、公園体育施設ということになりますので、その有料施設を公園施設に改めるものでございます。

その下、別表第1（第2条関係）をごらんください。

2点目でございます。この表は体育施設を規定した表になってございます。この表の中に小平市立子どもキャンプ場、名称と位置が規定してございましたけれども、この名称と位置を削除するものでございます。

3点目、その下、別表第2（第2条関係）、この表が公園体育施設を規定した表になってございます。この公園体育施設の中に子どもキャンプ場と、それから位置、これを新たに加えるものでございます。

名称につきましては、小平市立子どもキャンプ場から「小平市立きつねっばら公園子どもキャンプ場」というふうに公園体育施設につきましてはすべて公園名を付しておりますので、きつねっばら公園の中に子どもキャンプ場が移転したことに伴いまして、きつねっばら公園を付したものでございます。

したがいまして、裏面にある小平市立子どもキャンプ場という名称も「小平市立きつねっばら公園子どもキャンプ場」に変えたものでございます。この4点が大きな改正内容でございます。

この「きつねっばら公園」という名称につきましては、小川町一丁目の土地区画整理組合から、公園が市に提供されることに伴いまして、提供する際には公園名を付して市に提供するというところで、小川町一丁目の土地区画整理組合の組合員さんが名前を募集しまして、それを役員会で選考した結果、今ある子どもキャンプ場から小川橋のあたり一帯を、その昔「きつねっばら」と呼んでいたというところもございまして、小平民話の中にも若干ございますけれども、そういったところで「きつねっばら」という名称になったと伺っております。

それから施行日でございます。先ほど教育長からもございましたけれども、この「きつねっばら公園」が設置した日、これを規則で定める予定でございます。

内容につきましては以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第50号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第51号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び、議案第52号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定については関連する議案でございますので、一括して取り扱います。

阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第51号及び議案第52号は、関連する議題ですので一括して説明いたします。

はじめに、議案第51号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。小平市教育委員会職員の勤務時間については、「小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」において、午前8時30分から午後5時15分（うち休憩時間を正午から午後1時までとする）と定められているところでございますが、栄養士及び学校給食調理の職務に従事する職員については、学校給食の円滑な提供のため、各小学校の授業時程等に合わせ、午前8時から午後5時15分までの間で、休憩時

間を含む8時間45分の時限を教育長が定めるよう、改正するものでございます。

次に、議案第52号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

「小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程」では、教育長から学校長への委任事務として、所属の市費負担職員（栄養士及び学校給食調理の職務に従事する職員）に係る「正規の勤務時間の割振り」及び「休憩時間に関する事」を掲げておりますが、先ほどご説明した議案第51号の規則改正に伴い、これを削除するとともに、「職務の遂行上特に必要がある場合における正規の勤務時間の割振り及び休憩時間の臨時の変更に関する事」を新たに加えるものでございます。

なお、施行期日は平成23年4月1日でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決をいたします。

議案第51号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第52号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時40分まで休憩します。

ありがとうございました。

午後3時24分 休憩